

3 小規模多機能型居宅介護

認知症や独居の高齢者が要介護状態等となっても、住み慣れた地域で生活が継続できるように支援することを目指して、平成 17（2005）年 6 月の介護保険法の改正によって新たに創設された施設である。「通い」を中心として、随時の「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供する、柔軟な事業形態の介護サービスであり、介護報酬は要介護度別の定額制となっている。平成 24（2012）年からサテライト型小規模多機能型居宅介護が制度化され、平成 27 年の改正で登録定員が 29 名までとなった。

表 3-25 小規模多機能型居宅介護事業所に関する設備基準

	(標準型)	サテライト型
概要	居宅への訪問、サービスの拠点への通い、短期間の宿泊により、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするもの	
対象者	在宅の要介護者（＊）	
開設者	法人格を有するもの	
定員「従うべき基準」	<ul style="list-style-type: none"> ・登録定員：29 人以下 ・通いの利用定員：登録定員の 1/2～18 人 ・宿泊の利用定員：通いの定員の 1/3～9 人 	<ul style="list-style-type: none"> 登録定員：18 人以下 ・通いの利用定員：登録定員の 1/2～12 人 ・宿泊の利用定員：通いの定員の 1/3～6 人
宿泊室面積「従うべき基準」	原則 7.43 ㎡以上	
所要室	居間及び食堂、宿泊室、台所、浴室	
立地	住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域であること	

(平 18 厚令 34、平 18.3.31 老計発 0331004)

＊ 介護予防小規模多機能型居宅介護の場合は要支援者

【計画上の留意点】

- 1 地方公共団体による基準の策定
平成 23（2011）年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により、設備基準が「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」に分けられ、「従うべき基準」以外は地方公共団体が条例で基準を設けられることになり、一部の基準が緩和されている。
- 2 サテライト型とは本体事業所と密接な連携のもと別の場所で運営されるもので、介護保険

事業等について3年以上の実績を持つ事業者でないと設置できない。本体とサテライトは相互の登録者に訪問サービスが可能であり、また、サテライトの登録者が本体での宿泊が可能。

3) 利用系施設

- 3 居間及び食堂は、平成 21（2009）年までは「合計面積は、通いサービスの利用定員 1 人当たり 3 m²以上」とされていたが、現在は「機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること」とされている。
- 4 宿泊室は原則個室。ただし、処遇上必要と認められる場合は 2 人室も可。
- 5 個室は 7.43 m²以上。個室以外の場合は 1 人あたりおおむね 7.43 m²以上としてよいが、その場合にも利用者のプライバシーが確保された構造とすること。「プライバシーが確保されたもの」とは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものであり、壁やふすまのような建具まで要するということではないが、カーテンは認められない。
- 6 他の利用者が通らない、宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えない。
- 7 居間はプライバシーが確保されたものであれば、個室以外の宿泊室の面積に含めてかまわない。
- 8 宿泊室、居間及び食堂の床面積について、壁芯であるか内法有効であるかは明文化されていないが、新築の場合は内法有効で考えておいたほうがよいと思われる。
- 9 要支援者を対象とする介護予防小規模多機能型居宅介護事業所があるが、設備基準は表 3-25 とかわらない。
- 10 小規模多機能型居宅介護事業所と介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が同一の事業所において一体的に運営されている場合、人員基準と設備基準に関してはどちらかの事業の基準を満たしていれば双方の基準を満たしているものとみなされる。
- 11 併設施設
認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所のみ）の「居住」施設（以下、地域密着型の 4 施設等）と併設する場合は、「居住」に移行してからもなじみの関係が保てるよう各施設の人員基準を満たしたうえで、人員としては一体のものとして運営してかまわない。また、平成 26 年度までは広域型の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設との併設については別棟でないと認められなかったが、平成 27 年の基準改正により可能となった。